

2024年3月5日

株主の皆様へ

株式会社ガイアックス

第26期中間配当金に関するお詫び及び補足説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、このたび、2023年6月30日を基準日とし、同年9月28日を効力発生日として株主様にお支払いしました当社第26期中間配当金の「純資産減少割合」に誤り及び訂正がございましたのでご案内申しあげます。それに伴い当社株式の上記配当後の取得価額及び上場株式等の譲渡損益の計算が、それぞれ誤って行われてしまっている事象が生じております。

今後は、株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）、証券保管振替機構、外部専門家との連携を強化し、配当金のお支払い事務手続きに誤りがないよう徹底、強化を図り、再発防止に努めてまいります。

株主様には多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2024年3月5日

第26期中間配当金の税法上の取り扱いに関するご説明

株主の皆様が保有されている当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様のご事情により異なります。

また、既に今回の配当金及び配当後のご売却に伴う譲渡損益について確定申告を終えられた株主様におかれましては、確定申告の修正が必要となる場合がございますので、下記の「今回の配当金の税法上のお取り扱いについて」をご高覧のうえ、ご不明の点は、末尾の「本件に関するお問い合わせ先」にご照会くださいますようお願いいたします。

記

● 今回の配当金の税法上のお取り扱いについて

1. 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

今回の配当金は、「資本剰余金」を原資としているため、税法上、「資本の払戻し」としてのお取り扱いとなります。この配当金の所得区分は、税法の規定により、「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。なお、今回の配当金は全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、「みなし配当」部分はなく、「資本の払戻し」部分のみとなり、訂正事項はございません。

2. みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

・税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。

・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が上場株式等の譲渡所得等に該当いたします。

① 収入金額とみなされる金額＝払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額－みなし配当額

② 取得価額＝従前の取得価額の合計額×純資産減少割合

③ みなし譲渡損益＝①収入金額とみなされる金額－②取得価額

※ 1株当たりの「収入金額とみなされる金額」は、5円00銭となります。

「純資産減少割合」は、0.018（訂正前：0.036）となります。

【例】当社の株式を1株当たり100円で100株購入していた場合

(1) 訂正前：純資産減少割合0.036

①収入金額とみなされる金額＝5円00銭（1株当たり配当額）×100株－0円＝500円

- ②みなし譲渡相当部分の取得価額 = (100円×100株) × 0.036 (純資産減少割合) = 360円
 ③みなし譲渡損益 = 500円 - 360円 = 140円
 (2) 訂正後：純資産減少割合0.018
 ①収入金額とみなされる金額 = 5円00銭 (1株当たり配当額) × 100株 - 0円 = 500円
 ②みなし譲渡相当部分の取得価額 = (100円×100株) × 0.018 (純資産減少割合) = 180円
 ③みなし譲渡損益 = 500円 - 180円 = 320円

3. 取得価額のお取扱いについて (所得税法施行令第114条1項)

- ・税法の規定により、株主の皆様には当社株式の取得価額が調整されます。
 - ・調整式は以下のとおりとなります。
- 「特定口座」をご利用でない場合は、以下の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

1株当たりの新しい取得価額 = 1株当たりの従前の取得価額 - (1株当たりの従前の取得価額 × 純資産減少割合)

【例】当社の株式を1株当たり100円で100株購入していた場合

(1) 訂正前：純資産減少割合0.036

- ① 1株当たりの調整金額 = 100円 × 0.036 (純資産減少割合) = 3円60銭
 ② 1株当たりの新しい取得価額 = 100円 - 3円60銭 = 96円40銭
 ③ 新しい取得価額 = 96円40銭 × 100株 = 9,640円

(2) 訂正後：純資産減少割合0.018

- ① 1株当たりの調整金額 = 100円 × 0.018 (純資産減少割合) = 1円80銭
 ② 1株当たりの新しい取得価額 = 100円 - 1円80銭 = 98円20銭
 ③ 新しい取得価額 = 98円20銭 × 100株 = 9,820円

4. 個人の株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合)	0.018 (小数点以下第3位未満切上げ)

5. 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2023年9月28日
その支払いに係る基準日における発行済株式総数 (自己株式を除く)	5,102,758株

みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0円
------------------------	---------

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.018 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	25,513,790円

6. その他の参考情報

今回の配当（「資本剰余金」を原資とする配当）に伴い、株主の皆様において通常の配当（「利益剰余金」のみを原資とする配当）と異なる処理が必要となる事項についてご案内いたします。

(1) 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

特定口座において当社株式を保有されていた株主様の場合には、税法上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」は、当該特定口座が開設されている証券会社等において当社からの情報提供に基づき計算が行われるものと考えられます。

一般口座において当社株式を保有されていた株主様の場合には、株主様ご自身で当該「みなし譲渡損益」の計算をしていただく必要がございます。

(2) 「取得価額」の調整が必要になります。

特定口座において当社株式を保有されていた株主様の場合には、当該特定口座が開設されている証券会社等において当社からの情報提供に基づき、当社株式の取得価額の調整（第26期中間配当金のお受け取り後に当社株式を特定口座において既に譲渡された場合には、その譲渡損益の再計算を含みます。）が行われるものと考えられます。

一般口座において当社株式を保有されていた株主様の場合には、株主様ご自身で当社株式の取得価額の調整（第26期中間配当金のお受け取り後に当社株式を一般口座において既に譲渡された場合には、調整後の取得価額に基づく譲渡損益の再計算を含みます。）をしていただく必要がございます。

このお知らせは、今回の配当金の税法上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々の事情によって異なりますので、すべてを網羅しているわけではございません。ご不明な点につきましては、末筆のお問い合わせ先までご相談ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

・本件に関する全般的なご照会、ご相談（上記の税法上の取扱いに関するご質問を含みます。）は、以下までお問い合わせください。

⇒株式会社ガイアックス 経営管理部（配当金問合せ窓口）

TEL 03-5759-0378 平日10時から18時（土曜・日曜・祝日を除きます）

・特定口座のみなし譲渡損益の計算・取得価額の調整に関するご照会は、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

なお、お取引先の証券会社等では、株主様の取引件数や作業量等の関係上、直ちにご照会に対するご回答及び訂正等を行うことが難しいと考えられますので、あらかじめご了承ください。

以上